

2018年度 生命保険協会 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動 募 集 要 項

1. 活動の目的

政府の成長戦略等でも女性の活躍推進の必要性がうたわれる中、待機児童問題が女性の活躍・社会進出の妨げとなっており、官民が一体となって、保育の充実や働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが求められています。

生命保険業界は、社会公共の福祉の増進に資する社会的使命を担うとともに、従業員の約8割を女性が占める業界でもあります。

そこで、当会では、保育施設または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開し、子育てと仕事を両立できる環境の整備に積極的に貢献してまいります。

2. 助成内容

- ・待機児童の解消に向けた保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大・質の向上、および保育所利用者の多様なニーズに対応した事業を推進するうえで必要な環境整備に対し、助成を行います。

助成対象	助成金額
(1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等〔※1〕に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用〔※2〕	1施設当たり上限額35万円 (助成金総額 最大700万円)
(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用〔※2〕	1施設当たり上限額20万円 (助成金総額 最大700万円)

〔※1〕通常の保育等に加え、保育所利用者の多様なニーズに対応した環境整備を行う事業

〔※2〕空調機・机・椅子・整理棚、寝具、乳幼児ベッド・物置等の設備の充実、大型・小型遊具、楽器、絵本や学習教材等（寝具、乳幼児ベッドについては（1）の場合のみ対象）

3. 応募資格

それぞれの助成対象の応募資格は次のとおりとなります。

なお、施設単位での応募を可能としておりますので、1法人につき、複数の応募をしていただいてもかまいません。

○助成対象（１）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②以下のいずれかの施設を運営していること a. 認可保育所 b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設 c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設 d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設 e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設
③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等を実施していること ※いずれかの事業実施で応募可 ※新たにいずれかの事業を実施する場合、２０１９年４月末までに実施すること

○助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

４．助成対象となる経費

助成対象となる経費は、建築・設備工事費、備品購入費です。

※助成対象とならないもの

- ・国・地方公共団体及び他の公的機関等から既に助成の対象となっている設備・備品
- ・単価１万円未満のもの（ただし、複数購入することで１万円以上となれば、助成対象とします。）
（例・・・絵本（２０冊）セット購入）
- ・事務用品・消耗品・衣類・生理用品（おむつ等）
- ・テレビ・ビデオカメラ・デジタルカメラ・パソコン・プロジェクター等の電子機器
- ・ゲーム機器
- ・家賃・水道・光熱費
- ・お菓子・お茶代・飲食代 等

５．助成金の活用期間

２０１８年１１月～２０１９年４月末の間で、助成金を活用いただきます。

上記活用期間外に発生した経費については、対象外です。なお、助成決定のご連絡は１１月上旬・助成金の支給は１２月下旬の予定です。

6. 申込受付期間・方法

申込みにあたっては、応募資格や助成対象経費にあてはまるかどうか十分にご確認ください。
ご不明な点があれば、7頁記載のお問い合わせ先にご照会ください。

(1) 申込受付期間

2018年5月16日（水）～6月29日（金）＜当日消印有効＞

(2) 申 込 先

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話：03-3286-2643

(3) 申込方法

所定の「助成申請書」に必要事項を記入・捺印し、正本1部・副本（コピー）1部・下記の「必須添付書類」を各1部ずつ同封し、必ず簡易書留でご送付ください。

なお、「助成申請書」は、助成対象別に2種類に分かれているので、該当する用紙を使用
ください。

※持参・FAX・電子メールによる送付は受け付けられません。

◆必須添付書類（いずれも書式は問いません。コピーも可）

○助成対象（1）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、
一時預かり保育事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

①施設平面図（部屋別面積、部屋毎の用途を明記したものに、購入備品保管予定箇所を
朱書きしたもの。なお、工事費を申請した場合には、工事予定箇所も朱書きする。）

②法人の2017年度の決算報告書、2018年度の収支予算書

③保育施設の2017年度の事業報告書、決算報告書（活動状況・収支決算がわかるもの）

④保育施設の2018年度の事業計画書、収支予算書（活動計画・収支予算がわかるもの）

⑤法人や保育施設の活動状況等が分かる資料（法人や保育施設のパフレット・会報、
新聞・行政等広報誌による紹介記事。出来るだけ活動状況がよくわかるものに出来る
だけ絞り込み、添付する資料名を「助成申請書」にご記入ください。ただし、CD-ROM
等の添付はご遠慮ください。）

○助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

- ①施設平面図（部屋別面積、部屋毎の用途を明記したものに、購入備品保管予定箇所を朱書きしたもの。なお、工事費を申請した場合には、工事予定箇所も朱書きする。）
- ②法人（団体）の２０１７年度の決算報告書、２０１８年度の収支予算書
- ③放課後児童クラブの２０１７年度の事業報告書、決算報告書（活動状況・収支決算がわかるもの）
- ④放課後児童クラブの２０１８年度の事業計画書、収支予算書（活動計画・収支予算がわかるもの）
- ⑤法人（団体）や放課後児童クラブの活動状況等が分かる資料（法人や放課後児童クラブのパンフレット・会報、新聞・行政等広報誌による紹介記事。出来るだけ活動状況がよくわかるものに絞り込み、添付する資料名を「助成申請書」にご記入ください。ただし、CD-ROM、ビデオテープ等の添付はご遠慮ください。）

※添付書類がない場合、選考の対象外となる場合があります。

※事業報告書・決算報告書・事業計画書・収支予算書について、応募時点で完成していない場合、暫定版（もしくは前年度）の書類を添付し、完成次第追加でご送付ください。なお、暫定版・前年度の書類の表紙には、完成版（もしくは最新版）をいつ頃送付できるかをご記載ください。

※ご提出いただいた助成申請書、添付書類は、採用・不採用にかかわらず返却できませんので、予めご了承ください。なお、選考に際して、当会から照会を行うこともございますので、助成申請書等の写しを必ずお手元に保管してください。

（４）募集要項・助成申請書の入手方法

当会のホームページ（<http://www.seiho.or.jp>）からダウンロードできます。（PDF形式またはMicrosoft Word形式）

なお、「助成申請書」は、助成対象別に２種類に分かれているので、該当する用紙を使用ください。

ダウンロードできない場合には、７頁に記載の生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局までご請求ください。

（５）申請にあたっての留意事項

- ① 「助成申請書」作成にあたっては、本「募集要項」の助成対象となる応募資格、助成対象経費等の要件等についてご確認いただいたうえで、ご記入ください。
- ② 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合は、７頁記載の照会先までご連絡ください。また、やむを得ず申請を取り下げの場合にも、同様に、７頁記載の照会先まで、速やかにご連絡ください。
- ③ 申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

(6) その他

ご提出いただいた助成申請書に記載されている個人情報、当会の「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」および社会貢献活動に関するご連絡以外の目的には利用いたしません。

7. 助成対象施設の選考

(1) 選考方法

- ① 学識経験者等で構成する選考審査会において、下記の選考基準にもとづき総合的に選考します。

◆選考基準

・事業計画、保育（育成）計画、必要性・効果、運営実績・健全性、費用の合理性
※同評価の場合には、待機児童の状況等の地域性や当会による財政支援の必要性も考慮します。

- ② 助成金交付額は、選考審査会において助成申請書記載の「金額」と、助成申請の内容にもとづいて審査します。できるだけ数多くの施設に助成するという趣旨から、助成金額を減額する場合があります。

※必要に応じてさらに詳しい書類の提出をお願いする場合、電話または訪問のうえ助成申請活動の内容等について確認させていただく場合があります。

(2) 選考結果の通知・公表

- ① 選考結果は2018年11月上旬（予定）、採用・不採用に関係なく全ての申請施設に直接書面にてご通知いたします。

※採否の理由に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。

- ② 助成対象となった場合は、施設名、助成金額、助成申請経費活用計画等申請書に記載されている内容について、当会が必要と考える情報を公表させていただきます。
- ③ 助成対象とならない場合でも、助成申請の事実および申請内容について、公表する場合があります。

(3) 助成式（授与式）等への出席

- ① 助成決定時、原則として各都道府県および地区協会において「助成式（授与式）」等を開催します。「助成式（授与式）」等では、保育内容や今後の目標等についてご紹介します（開催時期は2018年11月～12月頃を予定）。
- ② 「助成式（授与式）」等には、当会関係者以外に、地元マスコミ等が同席し、取材する場合がありますので、予めご了承ください。

8. 助成金の交付

助成決定時にお渡しする当会所定の「助成決定に関する承諾書」、「交付申請書」に記入・捺印のうえご提出ください。当会による所定の手続きが完了した後、助成金を交付します。

(時期は2018年12月下旬を予定)

9. 助成金活用報告書等の提出

(1) 以下の報告書等を、遅くとも2019年5月末までにご提出ください。

- ① 助成金活用報告書
- ② 助成金使途報告書（領収書等のコピー添付）
- ③ 助成金を活用した保育の実施状況がわかる資料（印刷物、写真、紹介記事等）

※必要に応じて訪問のうえ、活用状況等について確認させていただく場合があります。

(2) 助成金活用後にご提出いただく報告書等にもとづき、各助成対象施設の保育内容等を当会ホームページ等にて紹介させていただく場合があります。

10. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ・ 申請内容に虚偽があることが判明したとき
- ・ 助成金を助成対象経費以外に使用したとき
- ・ 正当な理由なしに、助成金活用報告書等が所定期限に提出されないとき
- ・ 保育活動を不当に中止ないし変更・縮小したり、または所定期間内に設備の整備や備品の購入等が完了しなかったとき
- ・ 設備の整備、備品の購入等に要した支出合計額が、当会の助成金額を下回るとき
(あるいは支出合計額が当会の助成金額を上回っていても、他団体から同一活動に対する助成金がある場合に、支出合計額が助成金の総合計額を下回るとき)
- ・ 助成金活用期間（2018年11月～2019年4月末）以外の時期に、助成金を使用したとき

等

◇ご参考◇実施スケジュール（予定）

- ・募集期間・・・・・・・・・・2018年5月16日（水）～6月29日（金）
- ・選考期間・・・・・・・・・・2018年7月～10月末
- ・助成対象施設決定・・・・・・・・2018年11月上旬
- ・助成金交付・・・・・・・・・・2018年12月下旬
- ・助成金活用期間・・・・・・・・2018年11月～2019年4月末
- ・助成金活用報告書提出締切・・・2019年5月末

《助成申請書の請求・お問い合わせ・申請書送付先》

生命保険協会 広報部内「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

電話 03-3286-2643 ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>